

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（概要）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項及び第3項並びに第3条第4項第2号の規定に基づき、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

対象施設

1. 家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、次の①及び②に掲げる施設とし、③に掲げる施設を含むものとする。[法第2条関係]
 - ① 搾乳施設
 - ② 家畜の飼養の用に供する施設に付随する集乳施設
 - ③ 家畜の飼養の用に供する施設又は①及び②の施設内の室であって、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するもの
2. 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）とし、当該施設内の室であって、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するものを含むものとする。[法第2条関係]

建築設備

3. 農林水産省令で定める設備は、畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備とする。[法第2条関係]

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者

4. 家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者は、家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法若しくは家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがないと認められる者とする。[法第3条関係]

施行期日

5. この省令は、令和4年4月1日から施行することとする。